

# 第2章

## 基本構想

- 1 目指すまちの将来像
- 2 まちづくりの目標
- 3 人口の目標
- 4 土地利用
- 5 SDGsの推進

## ■第2章 基本構想

### 1 目指すまちの将来像

本町の歴史は、明治23年のトック原野への集団移住に始まります。以来、父祖先人の「たくましい開拓精神」と「団結の力」により築かれ、由緒あるまちとして着実に発展を遂げてきました。

平成23年には、本町のまちづくりの憲法とも言えるまちづくり基本条例が施行され、「住民自治の確立」と「協働のまちづくり」を推進するための基本ルールが定められました。

私たちは、開拓以来の精神風土を受け継ぐとともに、新たな時代のまちづくりの指針に基づき、住民と行政がともに手を取り合いながら、誰もが住み続けたいと思えるまちを築くため、10年後の目指すまちの将来像を次のとおり定めます。

**新**たな未来へ  
**と**もに歩もう  
**つ**ながる絆  
**かわ**らぬ自然と笑顔のまち

<b>新</b> たな未来へ	AIやIoTなどを活用し、変わりゆく未来に向かい、より快適で便利な暮らしができる取組を進めます。
<b>と</b> もに歩もう	1人の100歩より100人の1歩。町民と行政が力を合わせてまちづくりを進めます。
<b>つ</b> ながる絆	町民同士の絆、母村との絆など様々な人との繋がりを大切に、助け合うまちづくりを進めます。
<b>かわ</b> らぬ自然と笑顔のまち	本町の素晴らしい自然と町民の笑顔をこれからも守り続ける取組を進めます。



## 2 まちづくりの目標

第6次総合計画の目指すまちの将来像の実現に向けて、6つのまちづくりの目標を設定し、町民と行政が力を合わせて目標の達成に努めます。

### ① 住みやすい暮らしがある

町民が快適に生活ができるよう、住環境の充実を図るとともに、本町の素晴らしい自然を守り続けるために、脱炭素社会の実現など地球環境の保全に努め、住みやすい暮らしがあるまちを実現します。

### ② 笑顔がつづく健康がある

町民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるよう、地域が一体となり、みんなで支え合う多様な体制や仕組みづくりと環境づくりを推進し、笑顔がつづく健康があるまちを実現します。

### ③ 活気あふれる産業がある

基幹産業である農業をはじめ、商業、工業、林業の持続的発展を図るとともに、観光施設の充実による、町への誘客を進め、地域経済を活性化させ、活気あふれる産業があるまちを実現します。

### ④ 心やすらぐ備えがある

町民と行政が協力して防災力の強化や防犯体制の充実を図り、安全な地域づくりを進め、町民が日々安心して暮らすことのできる体制を整えることで、心やすらぐ備えがあるまちを実現します。

### ⑤ 未来を叶える学びがある

子どもから高齢者まで町民一人ひとりが充実した学びを得ることができ、生涯に渡り目標に向かうことのできる環境を整えることで、未来を叶える学びがあるまちを実現します。

### ⑥ 助け合う絆がある

地域コミュニティの活性化や町民と行政の情報共有を進め、「住民と住民」、「住民と行政」が互いに助け合う体制を構築するとともに、関係人口の創出を推進し、助け合う絆があるまちを実現します。



### 3 人口の目標

平成27年度を初年度とする新十津川町総合戦略において、「子育て支援と教育を核とした子どもの笑顔があふれるまち」を目指すべき姿とし、その実現に向けて着実に地域づくりを進めてきました。この地域づくりにより、令和2年には人口増加に転じるなどその成果が表れました。

これからも、人口減少は避けられない状況であることに変わりはありませんが、今まで歩んできた地域づくりを止めることなく進め、人口減少の抑制に努めることとします。

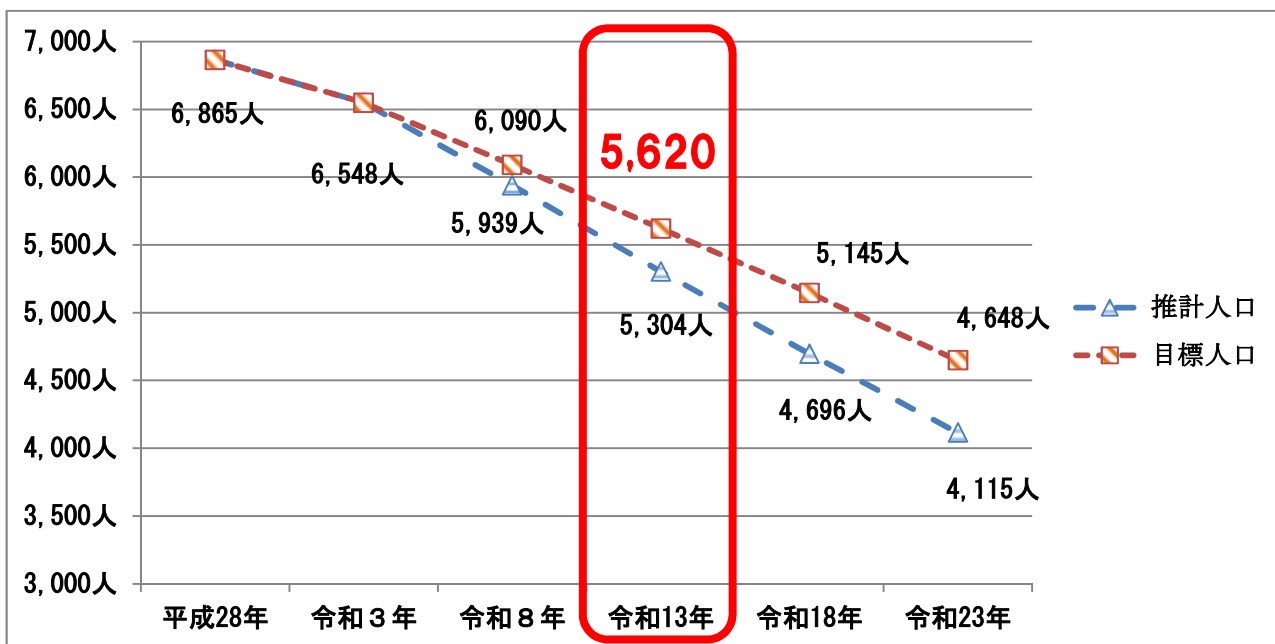
目指すまちの将来像に向けて、本計画における施策や事業を積極的に展開することで、10年後に目標とする人口を5,620人に設定します。

#### 【推計人口と目標人口の推移】

	平成28年	令和3年	令和8年	令和13年	令和18年	令和23年
推計人口	6,865人	6,548人	5,939人	<b>5,304人</b>	4,696人	4,115人
目標人口	6,865人	6,548人	6,090人	<b>5,620人</b>	5,145人	4,648人

※ 目標人口のとおり推移すると、現行のクラス基準である小中学校の各学年2クラスを維持することが可能となります。

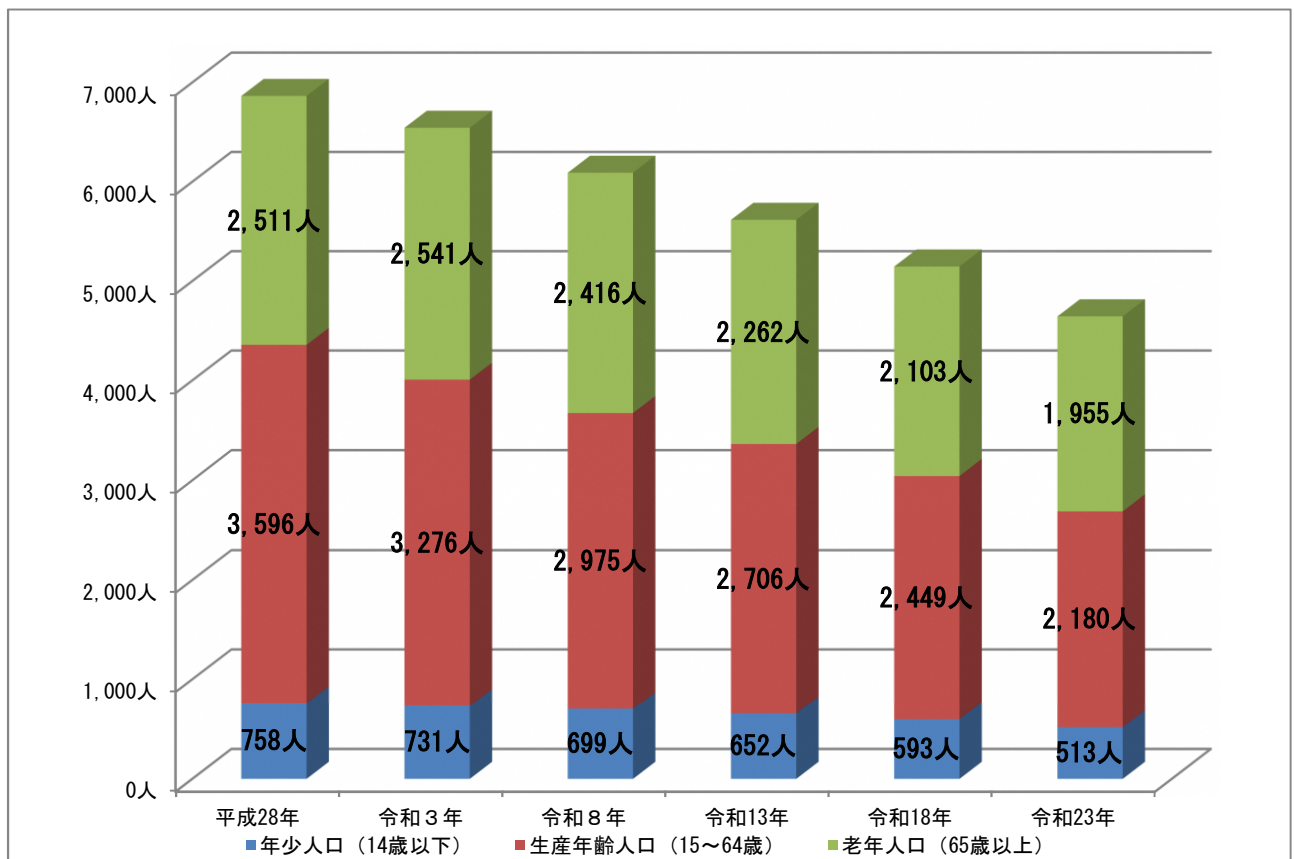
#### 【推計人口と目標人口の推移グラフ】



【世代別人口数】

項目	年						年平均増減率				
	平成28年	令和3年	令和8年	令和13年	令和18年	令和23年	H28~R3	R3~R8	R8~R13	R13~R18	R18~R23
総人口	6,865	6,548	6,090	<b>5,620</b>	5,145	4,648	△ 0.92	△ 1.40	△ 1.54	△ 1.69	△ 1.93
年少人口 (14歳以下)	758	731	699	<b>652</b>	593	513	△ 0.71	△ 0.88	△ 1.34	△ 1.81	△ 2.70
生産年齢人口 (15~64歳)	3,596	3,276	2,975	<b>2,706</b>	2,449	2,180	△ 1.78	△ 1.84	△ 1.81	△ 1.90	△ 2.20
老年人口 (65歳以上)	2,511	2,541	2,416	<b>2,262</b>	2,103	1,955	0.24	△ 0.98	△ 1.27	△ 1.41	△ 1.41
世帯数	2,999	2,986	2,769	<b>2,535</b>	2,293	2,052	△ 0.09	△ 1.45	△ 1.69	△ 1.91	△ 2.10
一世帯当人数	2.29	2.19	2.20	<b>2.22</b>	2.24	2.27	-	-	-	-	-

【世代別人口数グラフ】



## 4 土地利用

町土は、現在及び将来における住民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活や生産活動の共通の基盤です。

利用にあたっては、町土の公益性を優先し、自然環境の保全と美しい景観の形成を重視するとともに、安定した豊かな地域社会の創造と健康で文化的な生活環境の確保を基本とした総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

### (1) 農用地

農業従事者の高齢化や担い手不足という状況の中、農用地の適正な維持管理が今後の大きな課題と言えます。ほ場条件の改善や土地改良など生産基盤の整備を計画的かつ円滑に推進し、生産性や作業効率の向上を図るとともに、多用途への転用や耕作放棄地の発生を抑制し、優良農用地の確保に努めます。

### (2) 森林地域

森林地域については、水源のかん養、山地災害の防止、温室効果ガスの吸収のほか、住民の保健・休養・レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を有していることから、これらの機能が十分に発揮されるよう、計画的な植林や除間伐などにより森林資源の適正な保全と活用に努めます。また、関係機関との連携により無秩序な開発を防止し、多様な生物の生息環境や水資源の保全に努めます。

### (3) 商工業地

国道275号沿道に、環境整備がされた商業地を配置し、生活利便施設等の立地を図ることにより日常生活圏の維持を図ります。また、工業地については、国道275号と国道451号の交差部の周囲に工業地を配置し、交通利便性の高さを活かした工業施設の集積を図ります。

### (4) 河川・水路

河川については、集中豪雨による水害を防止するため、河川改修の促進及び中小河川の維持管理の充実努めるとともに、河川の水質保全対策や不法投棄の防止に努め、安全で安心して暮らせる河川の環境整備を進めます。



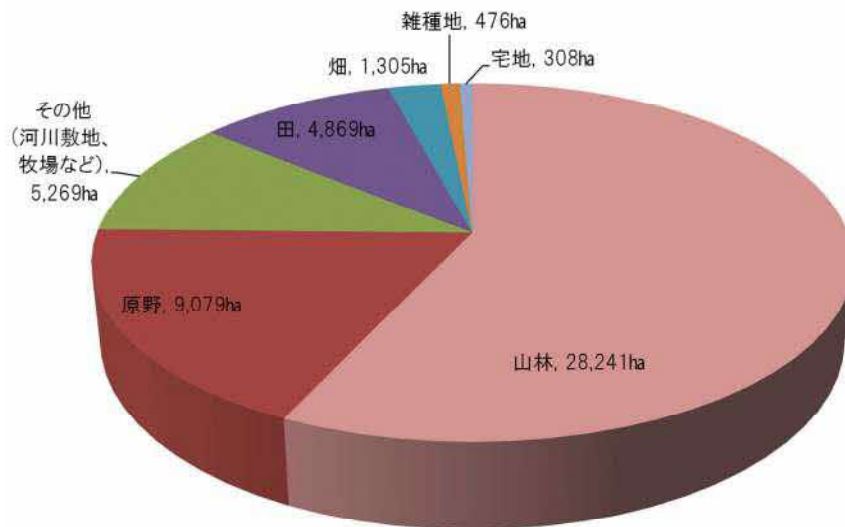
## (5) 道路

道路については、日常生活の利便性の向上や産業の活性化のため、路面の劣化状況や緊急性、路線の重要度を考慮しながら道路施設の適切な維持管理と整備を進めます。また、除排雪作業の効率化・省力化を図り、安全な冬の生活が送れる環境づくりを進めます。

## (6) 宅地

市街地については、計画的な宅地整備や公共施設の適正配置がほぼ完了していることから、今後は、公有地の計画的な宅地化を検討するなど、宅地整備を図るとともに、安全で快適な住環境整備を推進し、自然環境と調和した緑豊かな景観形成に努めます。

### 【地目別土地の状況】



(資料：総務省令和3年度固定資産の価格等の概要調書)

## 5 SDGsの推進

SDGsの目標やターゲット(目標達成のために実施すべき事項)に示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するという考え方のもと、本町においても、総合計画に基づき取り組む事業が直接的又は間接的にSDGsの17の目標に繋がることから、総合計画における政策とSDGsの関連を明確にし、一体的に推進します。



